

議案第 85 号

関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）」を削る。

第7条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項の管理者とすることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（管理者に係る経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護支援専門員」の次に「（主任介護支援専門員を除く。）」を加え、「第7条第1項に規定する」を「同条第1項の」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第7条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第7条第1項の管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第7条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項の」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。